

民間事業者

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について法務大臣の認証を受けることができる。
(法第5条)

認証紛争解決事業者

認証された手続の利用には次の特例を付与

- ・ 時効の中断 (法第25条)
- ・ 訴訟手続の中止 (法第26条)
- ・ 調停前置の不適用 (法第27条)

法務大臣

認証基準等の審査
(法第6条, 第7条)

- ◆ 書面審査
- ◆ 面接調査
- ◆ 現地調査
- ◆ 風評調査

情報公表

認証紛争解決手続の選択の目安を提供

- ・ 官報公示 (法第11条第1項)
- ・ インターネットによる情報公表 (法第31条)

申請

認証

意見聴取

団体所管大臣等との協議
(法第9条第1項)

警察庁長官からの意見聴取
(法第9条第2項)

認証審査参与員からの意見聴取
(法第9条第3項)

地方公共団体への協力依頼 (団体所管・犯歴等)
(法第29条)